

(証券コード 3939)
2019年12月3日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー31階
株式会社カナミックネットワーク
代表取締役 山本拓真

第19回定期株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第19回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月19日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年12月20日（金曜日）午前10時（午前9時開場）

2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

恵比寿ガーデンプレイスタワー4階 SPACE 6

（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的項目

報告事項 第19期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願ひ申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kanamic.net/>)に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事 業 報 告

(2018年10月1日から)  
(2019年9月30日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策などを背景として企業業績や雇用、所得環境の改善傾向が継続しており、景気は緩やかな回復を続けております。一方、米国の保護主義的な通商政策や貿易摩擦の拡大に端を発した世界経済の景気後退懸念、国内における消費税増税による景気への影響など、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社を取り巻く環境におきましては、超高齢社会の到来に伴い、介護費、介護保険サービス利用者数及びサービス提供事業者数は増加し、介護事業全体の底上げが続いております。2018年度の介護保険制度改革では、高品質かつ効率的な介護サービスの提供可能な体制整備を推進する観点から、地域包括ケアシステムのより一層の推進と、ICTの活用及び介護の担い手の拡大などが謳われており、また、介護保険法において各市区町村における在宅医療・介護の連携推進が義務化されるなど、医療・介護事業全体でサービス提供のより一層の効率化が求められております。

このような状況のもと、当社は、医療・介護をつなぐ地域包括ケアを実現するシステムを提供していることから、各省庁との共同プロジェクトに参加し、国の政策と同じ方向性をもつシステム開発会社となるよう努めるとともに、介護保険制度改革に対応する準備を整え、継続して適時にシステム改修を行い、システム利用者の負担軽減により、ユーザーの利便性の向上を図っております。また、2019年6月より広島県および沖縄県の2拠点に営業所を新設し、より地域に密着したサービス提供体制を構築しております。その結果、昨年に引き続き当社の「カナミッククラウドサービス」が経済産業省のサービス等生産性向上IT導入補助金の対象に認定され、総務省の「IoTサービス創出支援事業」の実証実験を通じて「カナミッククラウドサービス」を基軸とした介護における各種データの活用連携を進めるとともに、高齢者の栄養改善・虚弱予防支援を対象とした実証実験にも参画しております。新たな事業といたしましては、子育て支援に対する自治体等との連携体制構築を目的とした「子育てワンストップサービスによる子育て支援ネットワーク強化事業」を始めており、同事業が総務省の情報通信技術

利活用事業費補助金（地域IoT実装推進事業）の対象に採択されております。また、遠隔医療に豊富な実績のある国立大学法人 旭川医科大学と「遠隔医療・介護のIoTクラウド利用の地域包括ケア・グローバルモデル構築」を目的とした共同研究も前期に引き続き実施しております。一方で、当社システムのプラットフォーム化の一環として、コンテンツサービスの充実、人材データベースマッチングサービスや医療・介護事業者向け物販サービスの稼働、サービス付き高齢者向け住宅におけるIoT連携など、他社との業務連携を進めてまいりました。

さらに、当社システムがプラットフォーム化に対応していくことに伴い取得される患者・要介護者等の情報をビッグデータとして解析し、国や自治体、保険会社等が必要としているエビデンスを見つけ出すAIサービス等の展開を通じて医療・介護分野における地域連携をさらに推進させ、患者・要介護者、全ての医療・介護事業者にソリューションを提供するための研究活動も実施しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,685百万円（前事業年度比181百万円増、12.1%増）、営業利益は544百万円（前事業年度比145百万円増、36.5%増）、経常利益は543百万円（前事業年度比162百万円増、42.7%増）、当期純利益は357百万円（前事業年度比101百万円増、39.4%増）となりました。

## （2）設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は130百万円であり、その主な内容は、カナミッククラウドサービスにおけるソフトウェアの機能強化91百万円によるものであります。

## （3）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## （4）対処すべき課題

近年の医療・介護業界に関連するステークホルダーの様々な課題が顕在化しております。まず家族と患者・要介護者である高齢者とが抱える課題としては、家族の介護のために介護をする方が仕事を辞めなければならないという介護による雇用喪失の問題や家族の繋がりの希薄化の問題が考えられます。次に、介護事業者が抱える課題としては、業界全体としての人材不足やケアマネジャーなどの採用の難しさ、そして介護事業者のサービス内容が患者やその家族に伝わらないといった問題が考えられます。加えて、特に業界で多くを占める中小介護事業者において、設備投資や資金繰り、資金決済といった事業規模に伴う諸問題がございます。また、病院医師や在宅医師の抱える課題として、業務があまりに多忙す

ぎる点や患者の情報不足に起因して、有効な医薬品の利用や患者への対応が遅延することがあります。さらに、看護師や介護士における課題として、最新の治療等の情報不足や知識・経験の欠如から来るサービス品質の低下があります。

当社は、このような医療・介護業界全体が抱える課題を克服することが当社の課題と考えて、以下のような対処を行っております。

## ① クラウドサービス提供事業の拡大

当社のクラウドサービスは、自治体・医療・看護・介護の連携に関してシステム内でのコミュニケーションが可能な多職種間連携を実現する介護請求・業務管理システムとして介護保険制度施行時の2000年より提供されているシステムであり、当該システムにより国が目指す「地域包括ケア」の実現に寄与してまいりました。当社システムの導入により、医師、看護師、ケアマネジャー、介護士といった方たちの情報連携による地域包括ケアを実現することが可能となり、サービスの質の向上と業務の効率化が進められるようになっております。

今後は、介護サービスのニーズの高い地域から順次営業所を設立し、地域に根ざしたサービスを提供し、患者とその家族に対して効果的かつ安定的な介護環境を生み出すことで、家族介護による離職問題を回避し、若者の社会進出の活性化を図るとともに、家族の繋がり自体を活性化させることを課題と考えております。

また、地域連携のさらなる推進により、患者、要介護者、全ての医療・介護事業者といった医療・介護業界全体のユーザーの利便性を向上させ、情報共有プラットフォームの構築に貢献し、急性期医療から回復期医療、そして在宅医療といった各段階における適切な医療や介護の対応を可能にするため、各段階の患者のニーズの変化に適宜対応できるようシステム開発への取り組みを継続していく方針であります。

## ② 新規事業領域の拡大

### i コンテンツ事業

当社のカナミッククラウドサービス内において、医療・介護に関連する有益な情報をコンテンツとして提供し、広告宣伝収入を得ております。当社の提供する広告は、医療・介護に関連する方々に有益な情報をタイムリーに提供するものであり、その導入によって、医療・介護関係者が最新の医薬品の情報や介護関連機器等の情報を取得することができるようになり、医療・介護の質の向上に寄与します。

今後は、在宅医療・介護の広がりにあわせ、広告を通じた情報に対するニーズがより高まっていくと予想され、より広い情報を提供するため、大手広告代理店と協力し、広告宣伝主を広く集め、さらに医療・介護関係者の役に立つ情報提供システムとなっていく必要があると考えております。

#### ii ビッグデータ解析事業

当社は、カナミッククラウドサービスの提供を通じて取得した膨大な医療・介護関係のデータを蓄積しております。

今後は、平均寿命の伸びと少子化に伴う高齢化社会が進展する状況下において、クラウドに蓄積されたビッグデータの解析事業を通じて、よりよく、かつ効率的に介護を行える環境を整えることに寄与してまいります。

#### iii シェアリングエコノミー関連事業

当社は、カナミッククラウドサービス上で当社のシステムユーザーにおける求人ニーズと人材データベースのマッチングサービスを提供しております。

今後は、人材サービスのみならず、介護関連器具、車両、施設といった介護事業者が必要とするあらゆるニーズに対応できる仕組みを整え、介護業界の発展に寄与してまいります。

#### iv フィンテック関連事業

当社はカナミッククラウドサービスの提供を通じた効率的な請求管理サービスを提供しておりますが、介護事業では介護給付費の決済に関連する業務に従来型の非効率な部分が多く存在しております。

今後は、請求管理に加え、資金繰り、新たな決済手段などのサービスラインナップの追加を図り、決済関連の効率化に寄与してまいります。

### ③ 情報管理体制の強化

当社は、提供するカナミッククラウドサービスにおいて数多くの患者・要介護者の情報を保有しており、個人情報保護を含む情報管理が経営の重要課題であると認識し、2006年5月に「プライバシーマーク」を、2017年12月に「医療情報ASP・SaaS情報開示認定制度」をそれぞれ取得しておりますが、今後も定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、引き続き情報管理体制の強化を図ってまいります。

### ④ システム基盤の強化

当社は主にクラウドを利用したインターネット上での事業を展開していることから、サービス提供に係る当該システム稼働の安定性を確保することが経営

上の重要な課題であると認識しております。また、長期的に高齢者人口の増加が見込まれており、要介護者数も合わせて増加するため、ユーザー数の増加に備えたサーバーリソースが必要になります。当社は、今後もその重要性に鑑み、継続的に安定運用を図るため、システム基盤の強化への取り組みを継続していく方針であります。

⑤ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社は現在成長段階にあり、継続的な成長を続けることができる事業基盤の確立に向けて、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制のさらなる強化が経営上の重要な課題であると認識しております。事業の拡大に伴い、内部管理体制の一層の充実に努め、業務の適切性、財務報告の信頼性及びコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

⑥ 人材の採用と育成

当社は、継続的成長のためには、優秀な人材の採用と育成が重要であると考えております。

特に高齢社会に関連する市場はますます拡大し、多くの事業機会が生まれており、これに対応した営業所の新設に伴う営業やサポート面において必要とされる人員を確保する必要があります。

また、当社は介護保険制度等の改正に対応したシステム開発のための人員を確保する必要があります。

そのため、当社は当該人材の採用と育成に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

| 区分                | 第16期<br>(2016年9月期) | 第17期<br>(2017年9月期) | 第18期<br>(2018年9月期) | 第19期<br>(2019年9月期)<br>(当事業年度) |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高<br>(千円)       | 1,129,079          | 1,291,854          | 1,504,408          | 1,685,906                     |
| 経常利益<br>(千円)      | 252,162            | 330,530            | 380,835            | 543,274                       |
| 当期純利益<br>(千円)     | 165,006            | 223,212            | 256,731            | 357,915                       |
| 1株当たり当期純利益<br>(円) | 4.16               | 4.70               | 5.33               | 7.44                          |
| 総資産<br>(千円)       | 1,013,678          | 1,298,287          | 1,487,876          | 1,842,807                     |
| 純資産<br>(千円)       | 744,728            | 956,115            | 1,172,610          | 1,490,280                     |
| 1株当たり純資産額<br>(円)  | 17.43              | 19.86              | 24.36              | 30.96                         |

(注) 2016年7月12日付で1株につき500株、2016年11月1日付で1株につき2株、2017年8月1日付で1株につき3株、2018年4月1日付で1株につき2株および2019年9月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(注) 2018年12月23日付で、中華人民共和国遼寧省大連市に当社100%出資の海外子会社である康納美克（大連）科技有限公司を設立いたしましたが重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(7) 主要な事業内容

当社は、医療・介護分野における情報共有プラットフォームの構築を目的とする事業を行っております。

(8) 主要な営業所

| 名称     | 所在地    |
|--------|--------|
| 本社     | 東京都渋谷区 |
| 大阪営業所  | 大阪市淀川区 |
| 福岡営業所  | 福岡市博多区 |
| 名古屋営業所 | 名古屋市中区 |
| 千葉営業所  | 千葉市中央区 |
| 広島営業所  | 広島市中区  |
| 沖縄営業所  | 那覇市    |

(9) 従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 |
|------|-----------|
| 63名  | 増減なし      |

(注) 従業員数には、臨時従業員（パートタイマーを含む期中平均雇用人数0名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2019年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 158,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,132,000株
- (3) 株 主 数 3,018名
- (4) 大 株 主

| 株 主 名                                                                                 | 持 株 数        | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------|
| 株式会社 S H O                                                                            | 13,680,000 株 | 28.42 % |
| 山本 拓真                                                                                 | 8,250,000    | 17.14   |
| 野村信託銀行株式会社                                                                            | 3,325,100    | 6.90    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社                                                                    | 3,274,800    | 6.80    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社                                                                  | 3,230,400    | 6.71    |
| 山本 洋子                                                                                 | 3,150,000    | 6.54    |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JAS DEC/FIM/LUXEMBOURG FUND S/UCITS ASSETS | 1,500,000    | 3.11    |
| 山本 稔                                                                                  | 1,410,000    | 2.92    |
| 山本 景士                                                                                 | 1,236,000    | 2.56    |
| 川西 京也                                                                                 | 755,400      | 1.56    |

(注) 持株比率は、自己株式（1,206株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げる事により、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性向上を図ることを目的として、2019年9月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位             | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-----------------|-----------|-------------------------|
| 取 締 役 会 長       | 山 本 稔     | 株式会社 S H O 代表取締役        |
| 代 表 取 締 役 副 会 長 | 山 本 洋 子   |                         |
| 代 表 取 締 役 社 長   | 山 本 拓 真   |                         |
| 常 務 取 締 役       | 山 本 景 士   | 企画制作部部長                 |
| 取 締 役           | 石 川 竜 太   | 開発部部長                   |
| 取 締 役           | 若 林 賢 也   | 管理部部長                   |
| 取 締 役           | 有 富 寛 一 郎 |                         |
| 取 締 役           | 垣 添 忠 生   | 公益財団法人日本対がん協会 会長        |
| 取 締 役           | 福 川 伸 次   | 学校法人東洋大学 総長             |
| 常 勤 監 査 役       | 今 谷 俊 夫   |                         |
| 監 査 役           | 森 中 小 三 郎 | 株式会社東横インホテル企画開発 取締役     |
| 監 査 役           | 千 葉 恒 久   | 五反田法律事務所 弁護士            |

(注) 1. 取締役有富寛一郎氏、垣添忠生氏、福川伸次氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役今谷俊夫氏及び森中小三郎氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役千葉恒久氏は弁護士の資格を有しており、主に法務面における専門知識や豊富な経験を活かし、監査の実効性を高めております。  
4. 2019年9月10日をもって、澤勇治氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における担当は営業部部長であります。  
5. 当社は、取締役有富寛一郎氏、取締役垣添忠生氏、取締役福川伸次氏、常勤監査役今谷俊夫氏及び監査役森中小三郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となつた職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分               | 支給人員        | 報酬等の額             |
|------------------|-------------|-------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 10名<br>(3名) | 190百万円<br>(12百万円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 14百万円<br>(10百万円)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 13名<br>(5名) | 205百万円<br>(23百万円) |

(注) 1. 上表には、2019年9月10日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。  
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
3. 取締役の報酬限度額は、2015年12月24日開催の第15回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
4. 監査役の報酬限度額は、2015年12月24日開催の第15回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

取締役垣添忠生氏は、公益財団法人日本対がん協会の会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役福川伸次氏は、学校法人東洋大学の総長であります。当社と学校法人東洋大学との間には営業上の取引関係がありますが、社外取締役の独立性に影響を及ぼすようなものではありません。

監査役森中小三郎氏は、株式会社東横インホテル企画開発の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

| 氏名     | 地位    | 主な活動状況                                                                      |
|--------|-------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 有富 寛一郎 | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、情報通信業を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行つておりました。              |
| 垣添 忠生  | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、医学界において培った知識・見地から、適宜発言を行つておりました。                |
| 福川 伸次  | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、情報通信業を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行つておりました。              |
| 今谷 俊夫  | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、監査役会には13回中13回出席し、金融業を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行つておりました。  |
| 森中 小三郎 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には13回中11回、監査役会には13回中10回出席し、企業経営を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行つておりました。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額               | 16,900千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上<br>の利益の合計額 | 16,900千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、当社都合の場合の他、総合的に判断して会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会での決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在、その基本方針に従って内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a 取締役会は、原則として毎月開催し、監査役の出席のもと、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
  - b 取締役会は、独立した社外取締役を置き、取締役会の意思決定及び職務執行の適法性・妥当性を監督する機能を強化し、経営の健全性・透明性を確保する。
  - c 取締役会は、「コンプライアンス規程」及び「倫理行動規範」を制定し、取締役及び使用人が法令・定款等を遵守することを周知・徹底する。
  - d 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することを「倫理行動規範」及び「反社会的勢力対策規程」において定め、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。
  - e 業務運営に関する不正行為等を未然に防止し、法令等を遵守した業務運営の強化を図るため、別に定めた「内部通報に関する規程」に基づき、通報者の保護を重視した、ラインから独立した相談・通報窓口を設置する。
  - f 監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に基づき、取締役会へ出席し、業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。
  - g 代表取締役直轄の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、各部門の業務が法令及び定款並びに諸規程等に基づき適正に行われているかを監査し、内部統制システムの適合性、効率性の検証を行うとともに、その結果を代表取締役へ報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a 株主総会、取締役会の議事録、取締役の職務執行に係る重要な情報等は、法令および「文書管理規程」に従い、定められた期間、適切に保存・管理する。

- b 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 取締役会は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、「リスク管理規程」に基づき、リスクの識別・分析・評価及び対応方針等の策定を行い、リスク管理体制の整備・強化に努める。
- b 重大なリスクが顕在化した場合は、別に定めた「危機管理規程」に基づき迅速な対応を行い、損害を最小限にとどめるように努める。
- c 「個人情報保護規定」等に基づき、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- a 取締役及び使用人による意思決定と業務執行に関して、「業務分掌規程」や「職務権限規程」等により、権限と責任を明確にするとともに、組織間の適切な役割分担ができる体制を確保する。
- b 会社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、常勤取締役をもって構成される経営会議を開催し、その協議を経て業務執行の決定を行う。
- c 役員から使用人に対して、経営方針が伝達され、使用人から取締役に重要な情報が適切に伝達される仕組みを整備する。
- d 取締役会は、中期経営計画および毎年度の事業計画を策定し、経営目標を明確にするとともに、代表取締役以下業務執行取締役がその達成に向けて適切に職務を遂行しているか、定期的に報告を受け、その進捗状況を管理する。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a 当社は、経営理念および倫理行動規範により、グループ全体においてコンプライアンス体制を構築する。
- b 当社は「関係会社規程」にもとづき、各グループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各グループ会社の経営成績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- c 内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者をおくことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

- a 監査役からの求めに応じて、監査役の職務を補助する使用者を、監査役補助者として任命するものとする。
- b aの使用者については、会社の就業規則に服するが、監査役補助業務に係る当該使用者への指揮命令権は監査役に属する。

⑦ 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a 取締役及び使用者は、業務執行の状況を監査役の求めに応じて報告する。
- b 取締役及び使用者は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した場合は、直ちに監査役に報告をする。
- c 監査役へ報告した者が、不利益な取り扱いを受けないことを「内部通報に関する規程」に定め、当該報告した者の保護を行う。
- d 内部監査室は、内部監査の年度計画及び監査の実施状況（監査報告書）を監査役会にも報告する。また、監査役会は、必要に応じて、内部監査室に対し、追加の監査の実施や改善策の策定を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- a 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、会社の業務執行に関する報告を受けることができる。
- b 監査役の職務執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき、会社が負担するものとする。
- c 監査役は、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて監査法人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、監査法人と相互の連携を高める。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長が委員長になり、内部統制委員会を設置している。財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を強化する。

⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方

当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しない。また、不当要求を受けた場合には、関係機関とも連携して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

b 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

i 「倫理行動規範」において、反社会的勢力に対する会社の態度を明文化し、全職員の行動指針としている。

ii 「反社会的勢力対策規程」や「反社会的勢力調査マニュアル」等の関係規定等を整備しており、反社会的勢力排除のための体制を構築している。

iii 取引先等について、反社会的勢力に関する確認を実施している。

iv 反社会的勢力の該当有無の調査に関しては、外部関係機関等から得た情報を収集し、反社会的勢力に該当するか判断している。

v 反社会的勢力からの不当な要求に備え、警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

a 業務執行の適正性を確保するための体制

毎月、定例の取締役会を開催し、各管掌役員から各部門の業務執行内容について報告を行い、その内容について確認、監督しております。さらに、取締役会において取締役全員による経営に関する幅広い情報交換を行っております。

b 監査役の職務執行体制

監査役会で定めた監査計画に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員の業務の執行状況について調査を実施しております。また、会計監査人と適宜、意見交換を行い、適正な監査を実施しているかを検証しております。

c 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため内部統制委員会を組織し、財務報告の適正性を確保するための内部統制の整備・運用状況を評価し、必要に応じてその見直しを行っております。

d コンプライアンス及びリスク管理に関する取組み

取締役及び使用人に対して、全社総会等を通して「倫理行動規範」を周知し、コンプライアンスに関する研修等を実施するとともに、インサイダー取引防止のための研修等も実施しております。また、「危機管理規程」や「リスク管理規程」をもとに、各種危険に対するリスクを個別に認識し、その状況を常時把握、モニタリングしております。

e 現状において明らかになった課題・改善点

該当事項はありません。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の方に関する基本方針は、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして位置付けており、株主への長期的な利益還元を実現するため、内部留保資金を充実し、環境の変化を先取りした積極的な事業展開を行う必要があると考えております。

当社は現在、成長過程にあり、そのため内部留保資金の充実を図ることで、財務体質の強化と事業拡大のための投資等により株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。

配当政策の基本方針としては株主への利益還元と内部留保充実を総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じて柔軟な対応を行っていく所存であります。

当社の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては普通配当1円を実施させていただく予定です。この結果、当期の年間配当金は1株につき1円となる予定です。なお、従来は基準を設けておりませんでしたが、2020年9月期より配当性向は20%以上を基準といたします。

~~~~~  
本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,357,643	流 動 負 債	340,519
現 金 及 び 預 金	1,220,207	買 掛 金	4,770
売 掛 金	81,996	未 払 金	67,046
仕 掛 品	396	未 払 費 用	9,409
貯 藏 品	50	未 払 法 人 税 等	136,894
前 払 費 用	64,434	未 払 消 費 税 等	32,073
そ の 他	2,712	前 受 金	35,194
貸 倒 引 当 金	△12,153	預 金	10,225
固 定 資 産	485,164	賞 与 引 当 金	28,800
有 形 固 定 資 産	63,440	資 産 除 去 債 務	16,000
建 物	8,821	そ の 他	103
車両 運 搬 具	24,608	固 定 負 債	12,008
工具、器具及び備品	30,010	資 産 除 去 債 務	11,104
無 形 固 定 資 産	323,940	そ の 他	903
ソ フ ト ウ エ ア	323,864	負 債 合 計	352,527
そ の 他	76	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	97,783	株 主 資 本	1,490,280
出 資 金	500	資 本 金	192,060
関 係 会 社 出 資 金	10,000	資 本 剰 余 金	132,060
破 産 更 生 債 権 等	798	資 本 準 備 金	132,060
長 期 前 払 費 用	374	利 益 剰 余 金	1,166,638
繰 延 税 金 資 産	31,403	利 益 準 備 金	220
敷 金 及 び 保 証 金	42,488	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,166,418
保 険 積 立 金	13,016	繰 越 利 益 剰 余 金	1,166,418
貸 倒 引 当 金	△798	自 己 株 式	△478
資 産 合 計	1,842,807	純 資 産 合 計	1,490,280
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,842,807

損 益 計 算 書

(2018年10月1日から)
(2019年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,685,906
売 上 原 価	208,215
売 上 総 利 益	1,477,691
販売費及び一般管理費	933,113
營 業 利 益	544,577
營 業 外 収 益	50
受 取 利 息	10
雜 収 入	39
營 業 外 費 用	1,353
支 払 利 息	36
為 替 差 損	1,256
そ の 他	61
經 常 利 益	543,274
特 別 利 益	2,146
固 定 資 産 売 却 益	2,146
税 引 前 当 期 純 利 益	545,420
法人税、住民税及び事業税	192,395
法 人 税 等 調 整 額	△4,890
当 期 純 利 益	357,915

株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から)
(2019年9月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金			
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	192,060	132,060	132,060	220	848,612	848,832
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△40,109	△40,109
当期純利益	—	—	—	—	357,915	357,915
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	317,806	317,806
当期末残高	192,060	132,060	132,060	220	1,166,418	1,166,638

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△341	1,172,610	1,172,610
当期変動額			
剰余金の配当	—	△40,109	△40,109
当期純利益	—	357,915	357,915
自己株式の取得	△136	△136	△136
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	△136	317,669	317,669
当期末残高	△478	1,490,280	1,490,280

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・関係会社出資金……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

・仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～15年
----	---------

車両運搬具	4年～6年
-------	-------

工具、器具及び備品	3年～8年
-----------	-------

② 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア	5年（社内における利用可能期間）
--------	------------------

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約について
は工事進行基準（進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の契約について
ては工事完成基準を適用しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30
年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その
他の資産の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	144,778千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	– 千円
長期金銭債権	– 千円
短期金銭債務	3,950千円
長期金銭債務	– 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	16,462千円
営業取引以外の取引による取引高	– 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	16,044,000	32,088,000	–	48,132,000

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

株式分割 32,088,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	330	876	–	1,206

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取 72株 株式分割 804株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払総額

2018年12月21日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 40,109千円
- ・1株当たり配当額 2円50銭
- ・基準日 2018年9月30日
- ・効力発生日 2018年12月25日

② 基準日が当事業年度中のもので当事業年度の末日後に行う剰余金の配当額

2019年12月20日開催の定時株主総会の議案として、剰余金の処分の件につき期末配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ・配当金の総額 48,130千円
- ・1株当たり配当額 1円
- ・基準日 2019年9月30日
- ・効力発生日 2019年12月23日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外には行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金及びその他金銭債権である敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、半年以内の支払期日となっております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等により回収不能となるリスクの早期把握や軽減を図っております。

b 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	1,220,207	1,220,207	—
② 売掛金	81,996	81,996	—
③ 破産更生債権等	798		
貸倒引当金 (※)	△798		
	—	—	—
④ 敷金及び保証金	31,908	31,607	△300
資産計	1,334,111	1,333,810	△300
① 買掛金	4,770	4,770	—
② 未払金	67,046	67,046	—
負債計	71,817	71,817	—

(※) 破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

④ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

① 買掛金、② 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度末 (2019年9月30日)
出資金（※1）	500
関係会社出資金（※1）	10,000
敷金及び保証金（※2）	10,580

(※1) 出資金および関係会社出資金については市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象に含めておりません。

(※2) 敷金及び保証金の一部は、回収スケジュールを予測することができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④ 敷金及び保証金」に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,220,207	—	—	—
売掛金	81,996	—	—	—
敷金及び保証金	31,908	—	—	—
合計	1,334,111	—	—	—

なお、破産更生債権等798千円及び敷金及び保証金のうち10,580千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定には含めておりません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	8,818千円
貸倒引当金	3,965 //
未払費用	1,267 //
未払事業税	6,819 //
減価償却費	1,430 //
資産除去債務	8,299 //
その他	2,024 //
繰延税金資産合計	32,626千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1,223千円
繰延税金負債合計	△1,223千円
繰延税金資産純額	31,403千円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 30円96銭

(2) 1株当たり当期純利益 7円44銭

(注) 2019年9月1日付で普通株式1株に対し3株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年11月7日

株式会社カナミックネットワーク

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山博樹㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野巖㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カナミックネットワークの2018年10月1日から2019年9月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月8日

株式会社カナミックネットワーク 監査役会

常勤監査役 今 谷 俊 夫 ㊞

監 査 役 森 中 小三郎 ㊞

監 査 役 千 葉 恒 久 ㊞

(注) 監査役今谷俊夫及び森中小三郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当方針につきましては、株主への利益還元と内部留保充実を総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じて柔軟な対応を行っていくことを基本としております。

第19期の期末配当につきましては、このような配当方針に基づき、当事業年度の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 1円
総額 48,130,794円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年12月23日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	やま 本 稔 1953年12月18日	<p>2000年10月 当社設立 当社代表取締役社長</p> <p>2007年1月 当社取締役会長（現任）</p> <p>2010年1月 特定非営利活動法人ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム（現特定非営利活動法人ASP・SaaS・IoTクラウドコンソーシアム）理事（現任）</p> <p>2014年9月 株式会社SHO代表取締役（現任）</p> <p>2019年4月 株式会社ネクサスホールディングス取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社SHO代表取締役</p>	1,410,000株
(取締役候補者とした理由)			
		山本稔氏は当社の創業者として経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役会長として、経験に裏付けられた的確な視点から経営全般に関する助言を行っており、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。	
2	やま 本 洋 子 1950年5月17日	<p>1992年6月 株式会社希望社入社</p> <p>2002年10月 当社入社 当社取締役副社長</p> <p>2007年1月 当社代表取締役社長</p> <p>2014年9月 当社代表取締役副会長（現任）</p>	3,150,000株
(取締役候補者とした理由)			
		山本洋子氏は当社創業期より経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。現在は代表取締役副会長として、経営の陣頭指揮を執ってまいりました。また、会社全般の統括管理、従業員の教育計画、法務全般などを中心に、企業価値向上に資する様々な経営課題に着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	山本 拓真 1978年2月11日	2000年4月 株式会社富士通システムソリューションズ（現富士通株式会社）入社 2005年5月 当社入社 当社常務取締役 2007年1月 当社専務取締役 2011年4月 国立大学法人東京大学高齢社会総合研究機構共同研究研究員 2012年4月 独立行政法人国立がん研究センター外来研究員 2014年9月 当社代表取締役社長（現任）	8,250,000株
(取締役候補者とした理由)			
		山本拓真氏は当社入社時より経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。現在は代表取締役社長として、経営の陣頭指揮を執ってまいりました。また、経営方針、事業の方向性や営業戦略、開発計画、数値目標の立案などを通じて企業価値向上に資する様々な経営課題に着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、取締役候補者といたしました。	
4	山本 景士 1982年7月8日	2005年4月 株式会社アマナイメージズ（現株式会社アマナ）入社 2008年11月 当社入社 2014年2月 当社取締役企画制作室室長 2014年3月 当社取締役企画制作部部長 2014年9月 当社常務取締役企画制作部部長（現任）	1,236,000株
(取締役候補者とした理由)			
		山本景士氏は入社以来企画制作部門に携わり、コンテンツビジネスに関する豊富な経験および知識を有しております。現在は企画制作部部長として、コンテンツサービスの構築や当社システムのユーザーインターフェイス強化に寄与しており、これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。	
5	石川 竜太 1972年7月18日	1995年4月 株式会社日本コンピュータ開発入社 2001年7月 株式会社富士通システムソリューションズ（現富士通株式会社）入社 2009年4月 当社入社 当社開発部部長 2014年2月 当社取締役開発部部長（現任）	180,000株
(取締役候補者とした理由)			
		石川竜太氏は入社以来開発部門に携わり、当社システムの開発に関する豊富な経験および知識を有しております。現在は開発部部長としてシステム開発業務全般を統括し、新たな当社システムの開発や機能強化、品質管理体制の構築に寄与しており、これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	若林 賢也 わか ぱやし けん や 1969年4月22日	1999年6月 株式会社SFCG入社 2006年6月 同社執行役員経理部長 2007年6月 株式会社アイフィスジャパン入社 同社経営管理部ディレクター 2015年12月 当社入社 当社管理部課長 2017年12月 当社管理部部長 2018年12月 当社取締役管理部部長（現任）	510株
(取締役候補者とした理由)			
		若林賢也氏は前職より上場会社の管理部門全般に携わっており、経理分野を中心豊富な経験および知識を有しております。現在は管理部部長として管理業務全般を統括しており、当社のコーポレートガバナンスのさらなる推進・強化が期待できることから、取締役候補者といたしました。	
7	垣添 忠生 かき ぞえ ただ お 1941年4月10日	1975年7月 国立がんセンター（現国立研究開発法人国立がん研究センター）入職 1992年1月 同センター病院長 1992年7月 同センター中央病院長 2002年4月 同センター総長 2007年3月 財団法人日本対がん協会（現公益財団法人日本対がん協会）会長（現任） 2007年4月 国立がんセンター（現国立研究開発法人国立がん研究センター）名誉総長 2009年6月 聖路加看護大学大学院特任教授 2011年6月 テルモ株式会社取締役 2011年6月 日本テレビ放送網株式会社（現日本テレビホールディングス株式会社）取締役（現任） 2014年2月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 公益財団法人日本対がん協会会長	180,000株
(社外取締役候補者とした理由)			
		垣添忠生氏につきましては、医療分野における卓越した見識と幅広い経験を有していることから、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断しております。	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	福川伸次 ふくかわしんじ 1932年3月8日	<p>1955年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 1986年6月 同省通商産業事務次官 1988年12月 財団法人地球産業文化研究所（現一般財団法人地球産業文化研究所）顧問（現任） 2002年11月 日本産業パートナーズ株式会社取締役会長（現任） 2003年3月 学校法人東洋大学理事 2011年12月 ジェットスター・ジャパン株式会社会長 2012年12月 学校法人東洋大学理事長 2014年6月 KDDI株式会社取締役 2014年7月 当社取締役（現任） 2015年4月 ジェットスター・ジャパン株式会社名譽会長 2016年7月 有限責任あづさ監査法人経営監理委員会委員 2017年7月 有限責任あづさ監査法人公益監視委員会委員 2018年12月 学校法人東洋大学総長（現任） （重要な兼職の状況） 学校法人東洋大学総長 </p>	180,000株
(社外取締役候補者とした理由)			
福川伸次氏につきましては、情報通信業における卓越した見識と幅広い経験を有していることから、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断しております。			
9	森中小三郎 もりなかこさぶる 1942年8月8日 【新任】	<p>2002年4月 住友商事株式会社取締役副社長 2007年6月 成田国際空港株式会社代表取締役社長 2014年8月 株式会社東横インホテル企画開発取締役（現任） 2015年1月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社東横インホテル企画開発取締役 </p>	—
(社外取締役候補者とした理由)			
森中小三郎氏につきましては、企業経営における豊富な経験と深い見識を有していることから、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断しております。			

(注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

2. 垣添忠生氏、福川伸次氏及び森中小三郎氏の3名は、社外取締役候補者であります。

3. 垣添忠生氏、福川伸次氏及び森中小三郎氏の3名は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出でております。本議案をご承認いただいた場合には、引き続き3氏を独立役員として届け出る予定であります。

4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、垣添忠生氏、福川伸次氏及び森中小三郎氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときにより会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、垣添忠生氏、福川伸次氏及び森中小三郎氏が選任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

5. 垣添忠生氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年10ヶ月であります。

6. 福川伸次氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年5ヶ月であります。

7. 森中小三郎氏は新任の取締役候補者であります。なお同氏は現在、当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年11ヶ月であります。

8. 各取締役候補者の所有する当社株式数は、2019年9月末日時点の株式数を記載しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	今 谷 俊 夫 1941年8月31日	1999年6月 東京リース株式会社（現東京センチュリー株式会社）執行役員 2007年12月 当社監査役（現任）	180,000株
(社外監査役候補者とした理由) 今谷俊夫氏につきましては、金融業における豊富な経験と深い見識を有しております、それらに基づき当社の監査体制の強化が期待できると判断しております。			
2	千 葉 恒 久 1962年8月17日	1989年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 1989年4月 五反田法律事務所入所 1996年10月 ドイツ・フライブルグ大学法学部外國法修士課程合格 1996年12月 弁護士（再）登録（東京弁護士会） 1996年12月 五反田法律事務所入所（現任） 2016年7月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) 五反田法律事務所弁護士	—
(監査役候補者とした理由) 千葉恒久氏につきましては、弁護士としての専門的知識・経験等を通じ企業法務全般に深い見識を有しております、それらに基づき当社の監査体制の強化が期待できると判断しております。			
3	大 用 恭 市 1954年10月30日 【新任】	1978年4月 大蔵省（現財務省）入省 2009年8月 財務省東北財務局理財部長 2010年9月 一般社団法人第二地方銀行協会企画部長	—
(社外監査役候補者とした理由) 大用恭市氏につきましては、直接会社の経営に関与したことはございませんが、長年にわたり金融行政や銀行協会業務に携わった経験と深い見識を有しております、それらに基づき当社の監査体制の強化が期待できると判断しております。			

(注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
 2. 今谷俊夫氏及び大用恭市氏の2名は、社外監査役候補者であります。
 3. 今谷俊夫氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。本議案をご承認いただいた場合には、今谷俊夫氏は引き続き、大用恭市氏は新たに独立役員として届け出る予定であります。

4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、今谷俊夫氏及び千葉恒久氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、今谷俊夫氏、千葉恒久氏及び大用恭市氏が選任された場合、今谷俊夫氏及び千葉恒久氏は引き続き継続し、大用恭市氏は新たに上記責任限定契約を締結する予定であります。
5. 今谷俊夫氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。
6. 大用恭市氏は新任の監査役候補者であります。
7. 各監査役候補者の所有する当社株式数は、2019年9月末日時点の株式数を記載しております。

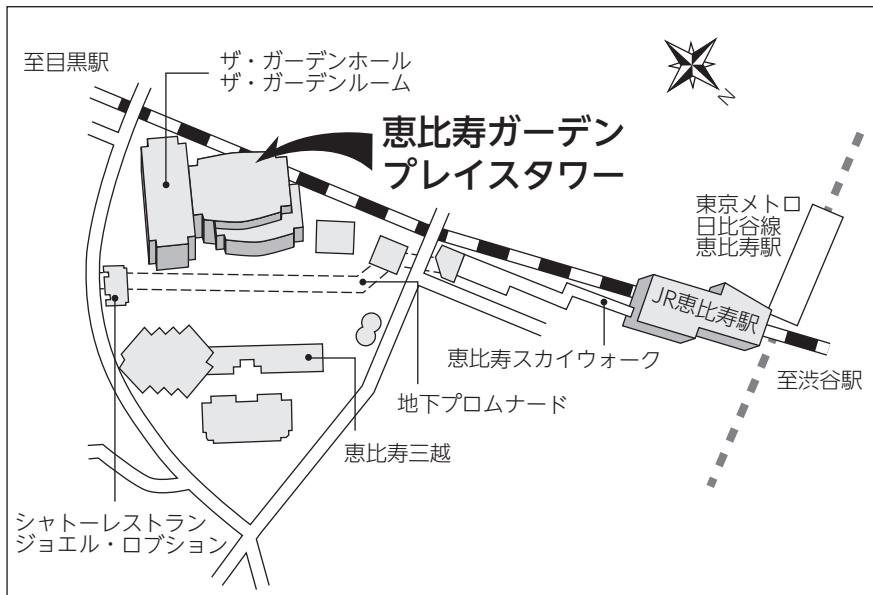
以 上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：恵比寿ガーデンプレイスタワー4階 S P A C E 6
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号



<交通> ◆ J R 「恵比寿駅」下車

東口より「恵比寿スカイウォーク」(動く歩道) 経由で約5分

◆東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車

1番出口 (J R方面) より「恵比寿スカイウォーク」(動く歩道)
経由で約7分

◎雨天の場合は、屋根付きの「恵比寿スカイウォーク」(動く歩道) 終点から上記
ご案内図中で点線で示した地下道を経由することにより、傘などを使用せずにご
来場いただくことができます。

駐車場のご用意をいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。